本件事故当時、富岡町に居住していた申立人ら(身体障害者)が、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1(以下「申立人」という。)、と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記1の損害項目(下記2の期間に限る。) に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点につい ては、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

(1)治療用消耗品費

7,150円

(2) 自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の損害(申立人の年齢、身体障害及び本件避難経過を考慮した増加を含む。)

1, 420,000円

なお,原子力損害賠償紛争審査会の平成23年8月5日付「東京電力株式会社福島第一,第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に基づき認められる上記の金額を超える損害の存否及び金額については,本和解の対象外であり,本和解の効力は及ばない。

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として1、427、150円の支払義務のあることを認める。

第3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として15万6085円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月23日

(仲介委員長 脇田康司、仲介委員 行方美彦、同 森 哲也)

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X2(以下「申立人」という。)、と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記1の損害項目(下記2の期間に限る。) に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点につい ては、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害

自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の損害(身体障害及び本件避難経過を考慮した増加を含む。)

1,020,000円

なお,原子力損害賠償紛争審査会の平成23年8月5日付「東京電力株式会社福島第一,第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に基づき認められる上記の金額を超える損害の存否及び金額については,本和解の対象外であり,本和解の効力は及ばない。

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項2の期間中に生じた同項1の損害項目に掲げる損害の賠償についての和解金として1,020,000円の支払義務のあることを認める。

第3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として74万3500円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付

する。 平成24年4月23日

(仲介委員長 脇田康司、仲介委員 行方美彦、同 森 哲也)